

大垣市人権施策推進指針（第三次改定版）（素案）の概要

1 指針改定の趣旨

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務に基づき、平成20年3月に「大垣市人権施策推進指針」を策定し、人権が尊重されるまちづくりを推進するための施策に取り組んでまいりました。

現行の指針（第二次改定版）が、令和4年度末で推進期間が終了することから、社会環境の変化や多様化・複雑化する人権問題に対応し、施策を総合的に推進するため、「大垣市人権のまちづくり懇話会」の提言をはじめ、今年度7月実施の「人権に関する市民意識調査」結果を踏まえ、第三次改定をするものです。

2 改定指針の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 人権施策の基本理念

「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」

4 人権施策がめざす基本的な方向

- (1) 人権感覚の醸成
- (2) 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり
- (3) 多様な価値観や個性が尊重され、ともに支え合えるまちづくり
- (4) 市民等との協働によるまちづくり

5 指針の体系

別紙施策体系図のとおり